

総 社 市 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和3年8月17日 午前 9時30分

2 閉 会 令和3年8月17日 午前11時30分

3 場 所 総社市役所西庁舎3階 301西会議室

4 出席又は欠席した委員

出席委員

教育長	久 山 延 司
教育長職務代理者	三 宅 眞砂子
委 員	児 島 塊太郎
委 員	大 山 敬 子
委 員	剣 持 江利奈

5 会議に出席した者

教育部長	服 部 浩 二
教育部参事兼こども夢づくり課長	
	林 直 方
学校教育課長	在 間 恭 子
教育総務課長	浅 野 竜 治
教育総務課主幹	渡 邊 康 広
地食べ学校給食センターえがお所長	
	松 久 茂 喜

6 会議録署名委員

久 山 延 司 児 島 塊太郎

7 付議事件

議案第15号	令和3年度一般会計補正予算(第7号)について	原案可決
議案第16号	財産の取得について	原案可決
議案第17号	総社市学校給食費の管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第18号	令和4年度使用特別支援学級教科用図書の採択について	原案可決

8 議事の概要 別紙のとおり

【開会 午前9時30分】

久山教育長 ただいまから教育委員会を開会いたします。この教育委員会には、議案4件が付議されておりますが、議案第18号については、議事の都合により、本日の日程の最後に審議したいと思いますので、ご了承願います。

それでは、会議録の署名委員についてであります。会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、私のほか、出席委員中、児島委員にお願いいたします。

それでは、議案第15号「令和3年度一般会計補正予算(第7号)について」事務局から説明願います。

浅野教育総務課長 議案第15号「令和3年度総社市一般会計補正予算(第7号)について」ご説明申し上げます。この度の補正予算は、令和4年4月から実施予定であります学校給食費の公会計事業に必要な準備経費を追加しようとするものでございます。歳出、学校給食費/学校給食費公会計事業/役務費/手数料65万円の増額につきましては、学校給食費を市の公金として収納するにあたり、口座振替による方法を基本としており、児童生徒の保護者、教職員等の希望する金融機関へ口座振替加入促進のための手数料を計上しようとするものでございます。以上でございます。

在間学校教育課長 それでは続いて学校教育課分を説明いたします。教育振興費、まずは小学校分でございます。90万6千円の増額については新型コロナウイルス感染症の拡大により、小学校の修学旅行を中止した場合における旅行の企画料を補填するために計上するものでございます。実施額の4%を基に見込額として計上しております。次に中学校分でございます。483万6千円の増額は、これも新型コロナウイルス感染症の拡大により、まず5月に発令された緊急事態宣言中に予定していた修学旅行を、急遽、秋に延期したことに伴うキャンセル料、そして今後、秋に実施予定の修学旅行を、もし、中止した場合における旅行分の企画料を補填するために計上するものでございます。キャンセル料は既に5月に発生していますので実際の必要額、企画料については小学校と同じように実施額の4%を基に見込額として計上しております。以上です。

松久地食べ学校給食センターえがお所長 続きまして、地食べ学校給食センターえがおの債務負担行為についてご説明いたします。今回の予算措置につきましては、令和4年度に使用する学校給食用の賄材料費の内、年間物資や1学期の物資、それから4月の物資につきましては食材の発注時期や納期等の関係から令和3年度に購入契約を締結する必要があることから、給食用賄材料経費について2億1,200万円を限度額として債務負担行為を設定しようとするものでございます。以上です。

久山教育長 ただいま事務局から説明がありました議案第15号について、ご質問はありますか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは、議案第15号については、可決してよろしいか。

(異議なし)

久山教育長 ご異議がないようですので、議案第15号については可決しました。

次に、議案第16号「財産の取得について」事務局から説明願います。

在間学校教育課長 それでは、議案第16号「財産の取得について」ご説明いたします。この度取得しようとする財産は、小学校の通常学級へ整備する電子黒板機能付きディスプレイ及び専用スタンド42台であります。本年7月8日に6社に対して指名競争入札の通知を行いましたところ、3社が辞退し、3社による入札となりました。7月19日に入札を行った結果、株式会社ライズオカヤマ備前支店が入札いたしました。契約金額23,377,200円で契約を締結しようとするものです。7月28日に仮契約を締結し、8月の定例市議会の議決をもって本契約をしようとするものでございます。1枚はぐっていただきますと仮契約書がございます。第1条(5)にありますように、納期は令和4年3月31日でございます。さらに2枚はぐっていただきますと、左のページに指名競争入札の結果があります。さらに1枚はぐっていただいて最後のページになりますが、この度整備予定の学校名と整備数を示す一覧表がございます。整備数3という学校が2つありますが、当小学校は完全複式学級のために3クラス3台分というように整備されます。説明は以上です。

久山教育長 これで全ての学校に揃うということですね。

在間学校教育課長 はい。

久山教育長 今、揃っていない学校がこれだけある。議案第16号について、ご質問がありましたらお願いします。

(質疑なし)

久山教育長 それでは議案第16号については、可決してよろしいか。

(異議なし)

久山教育長 ご異議がないようですので、議案第16号については可決しました。

次に、議案第17号「総社市学校給食費の管理に関する条例の制定について」事務局から説明願います。

渡邊教育総務課主幹 それでは、議案第17号「総社市学校給食費の管理に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。この条例につきましては、学校給食費の徴収に関する公会計化を行い、学校給食費を徴収・管理するに当たり、必要な事項を定めようとするものでございます。条例の主な内容を説明いたしますので、条文をご覧ください。まず、第1条ですが、総社市立学校条例に規定する学校において、これは総社市立の小学校15校、中学校4校、合わせて19校において、学校給食法の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定める旨を定めております。第2条につきましては、条文中で使用する用語「学校給食」「学校給食費」「学校給食費負担者」を定義しており、第3条につきましては、市が学校給食費を徴収することを定めております。第4条では、学校給食費の1食当たりの額を「小学校に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける方は260円」「中学校に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける

方は 300円」と定め、保護者等の学校給食費負担者の年間納付額は、1食当たりの額に学校給食実施回数を乗じた額とすることなどを定めております。第5条では、裏面の別表(第5条関係)がございますが、学校給食費の納期を5月から翌3月までの11期とし、納期限をそれぞれの月の月末、ただし、12月につきましては25日とすることなどを定めております。第6条では、期別毎の納付額は、「小学校に在籍する児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける方は4,500円」「中学校に在籍する生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける方は5,000円」と定めております。第7条では、納付された学校給食費に過誤納がある場合の還付充当について、第8条では、納期限までに学校給食費が納付されない場合における督促手数料及び延滞金の徴収について、第9条では、学校給食費の減額又は免除について定めております。附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。条例につきましては以上でございますが、関連資料といたしましてお配りさせていただいております。まず、学校給食費の公会計化についてというものでございます。一度、4月の教育委員会の中で学校給食費の公会計化につきまして概要を説明しておりますので説明が重なる部分もございますがご容赦いただければと思います。まず、学校給食費の公会計化についてですが、1 国・他都市の状況等がございます。元々の背景でございますのは、「学校における働き方改革」でございまして、その方策の一つといたしまして「学校給食費の公会計化」が中央教育審議会から提言されております。これに基づきまして文部科学省がガイドラインを作成しまして全国的に公会計化を進めていこうという流れでございます。今の公会計化の実施状況ですが令和元年12月現在ですが、実施している自治体が26%、準備・検討している自治体も含めまして57.1%という数字が上がっております。続きまして、2 本市の学校給食費徴収業務の概要等でございます。まず概要ですが、今、給食喫食者数が約6,500人とありますが、小学生が4,000人、中学生が2,000人、教職員等が500人という数字でございます。課題でございますが、先程の中央教育審議会からもございましたように、教職員にとって大きな事務負担というものが徴収管理に係る負担がございまして、それともう一つ、教職員が現金を取り扱っているという部分が、今現在の課題ということになっております。1枚お開きいただきまして2ページ目の方に、3 公会計化により期待される効果です。これは先程から出ております教職員の負担軽減と、この公会計化に伴いまして給食の公会計化に特化したシステムを導入しようと思っておりますので、こういったものの導入によって働き方改革を推進していくというのが一つございます。それと口座振替対象金融機関の増加ということで、今現在の保護者は学校から指定を受けた、金融機関しか口座振替の登録が出来ない状況でございますので、市の公会計化に伴いまして、登録できる金融機関を広げていこうと考えております。それと手数料を公金負担しようと考えておりますので、こういったものが一つメリットとしてございます。それと基本的には口座振替をお願いしていこうと思っておりますが、中にはコンビニ納付であるとかスマートフォン決済であるとかクレジット収納、こういったものを希望される方も中にはおられると思います。そういった方にも対応出来るよう

な形にしていこうと思っておりますので、市民の利便性向上というものが効果としてあるかと考えております。続きまして、4 公会計化による主な変更点、給食費の単価、納期限等でございます。まず、(1)主な変更点は、先程からございますように学校給食費の支払先が保護者が学校に払っていたのが総社市になるということで、先程の条例の中で第3条に謳っております「市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。」としております。それと、学校給食費の支払い方法も先程説明させていただきました口座振替の対象金融機関が7金融機関に増えております。納期限・納付額につきましても先程説明させていただきました条例の中の第5条・第6条に明記をしているものになって参ります。(2)の単価につきましても、1食当たり小学校で260円、中学校で300円、これは条例の第4条で明記をしております。月額4,500円と5,000円も条例の第6条で明記をしております。単価につきましても現況と変更はしておりません。公会計化によって単価の変更はしておりません。(3)の納期限等でございますが、こちらの表で書かせていただいております。こちらは条例第5条・第6条に当たる部分を表にしたものでございます。それと、支払いの例ということで、例示をさせていただきます。例えば年間の喫食回数が190回の場合は、 $4,500円 \times 10期(5月 \sim 翌2月) = 45,000円$ 、保護者等の方から徴収をしております。190回ですので単価260円に190回掛けて49,400円が年間納付額ということになりますので、既にお支払いいただいている45,000円との差額を3月には11期分といたしまして4,400円を徴収させていただくような形になります。続きまして、3ページになります。(4)学校から教育委員会事務局への業務移管ということで、公会計化に伴いまして学校から教育委員会事務局に事務が移ったり、そのまま学校に残る事務を表に表したものでございます。学校から教育委員会事務局に変わるものにつきましても、保護者からの給食費徴収・給食費振替口座の登録・口座振替用データの作成・口座振替入金確認・給食費未納者への納付勧奨・教育扶助費等の充当関連業務といったものが、学校から教育委員会事務局に事務の分担が変わるものでございます。続きまして、5 公会計化に向けた調整等でございます。実施につきましても令和4年4月から実施をさせていただきますので、それに伴いまして今議会で先程説明をさせていただきました条例を提出する予定になっております。それと、これからの手続でございますが、保護者等への広報、保護者の方に金融機関等で手続きをしていただく、あるいは学校給食費の申込書を学校には出してありますが、ここでもう一度出していただくような形になります。それと、システムの導入であるとか口座振替等に向けた準備作業と業務のルール・マニュアル等の検討・策定、こういったものを進めていこうと思っております。最後に6ですが、今回条例で説明させていただきました中に出て来る関係法令を参考で載せております。「総社市立学校条例」と「学校給食法」の第3条であるとか第11条の2項と「学校教育法」の16条を参考として記載させていただいております。それともう1枚お配りさせていただいております資料の中に参考と書かれた規則があります。この規則につきましても条例を施行するにあたりまして必要な事項を定めております。内容につきましては、学校給食費の申し込みといった手続き関係である

とか学校給食費の額の調整といった事務的なものを定めております。現在、この規則につきましては、最終の精査を行っておりますので、また最終の形が出来上がりましたら来月の9月になるかと思いますが、教育委員会の方で改めてお示しさせていただければと思っております。私の方からの説明は以上です。

久山教育長 ただいま事務局からの説明がありましたが、質問等はありませんか。

児島委員 これで、学校の教育者の立場で生徒が給食費を収めているか収めていないということは全く分からないということだよな。

渡邊教育総務課主幹 今後は情報共有をしながら、例えば教育委員会から督促を出すときにつきましては、こういう方々に督促を出しますという情報共有はしていく予定にしております。

児島委員 そういう情報が無ければ精神的にも教育するときにフリーで出来るじゃないですか。だから共有して良いこともあるけれどマイナス面もあるよね。だから全責任を教育委員会が持てば先生方の精神的な負担が全くありませんよね。平等に教育出来ますよね。何かそこらがね。共有するというのは校長が共有するのは当然だろうけど先生が共有するのはあまり見ないよね。折角ここまでやろうとしておられるのなら、そこらはどうなのかなあと。

渡邊教育総務課主幹 分かりました。全責任は勿論4月以降は教育委員会の方に移って参りますので、こちらの方が責任をもって未納者対応というのはさせていただく予定でございます。その情報共有につきましては、どこの部分まで流すかという部分につきましては、中で協議をしながら進めていこうと思っております。ありがとうございます。

久山教育長 情報共有について、現場が分かっておられる大山委員さん。

大山委員 児島先生が言われる情報共有が、ある意味普通の教員には知らされない方が公平な目で子どもを見るということが出来るということだと思うのですが、現場に勤めていた身からすると給食費が滞納されている子どもがいる。そういう家庭の状況が見えて来る場合があって、発見の一つのきっかけになったりします。それから教育者として公平に教育をすることは大前提のもとに、払えていない子の情報が入ることが、そこへ子どもの背後をみる一つのきっかけになるのではないのかなあ、だから、情報共有をしていきますと言われたのかなという気持ちはしているのですけれども。これだけのものが教育委員会の方に、システム作りが今回一番大変だと思うのですがそれは専門家が入るとしても委員会への負担がどの程度大きくなっていくのかというのは学校がやりやすくなるというのはとても有難いというか嬉しいことだと思うのですが。でも、はっきり言って教育委員会の忙しさって凄まじいものがあるって更にとなったときに、例えば人員を補填するとかというその後のことが考慮されるべきだと思います。

久山教育長 当然、学校の教員の事務負担を軽減することによって、その仕事が教育委員会に来るわけですからね。

服部教育部長 公会計化の話が始まったときから実際学校の現場でやっていただいている

事務負担がかなりの量、教育委員会が取る形であります。その為に、スタッフ的に現状では苦しいかな、増員をお願いしたいという話は人事側としているのですが、実際に人員配置はどれくらい配慮をしていただけるかというのは来年4月1日以降の異動を見るしかないのですが、当然事務負担がかなり増えるというつもりではいます。色々話を聞きますと、やはり、19校の先生方等がやっていらっしゃること、かなりの業務量ですが、システムを入れますので上手く使いながら、保護者の方の利便性も上がるし、現場の教員の負担が軽く出来るということできたいなと思っておりますが、覚悟はしているところです。

児島委員 親にとっては先生にそういうところの相談もするというのは非常に自分の子どものこともあるから難しいこともあるけど、例えば市役所へ来て相談すると言うのは先生という顔がここに無いからね。親としては相談しやすいようにはなるのかなと私は思いますが、親としてはね。

服部教育部長 納付の方が滞ったりご苦労されているようなご事情があれば、税とか保険料と同じような形で収納の相談とか市の方で話をさせていただきます。経済状況とかお仕事の関係ということであれば学校ではなくて行政の対応の方がやりやすいと思いますし、そういう意味では学校の先生が子どもの家庭の状況を把握しておくというのは必要ではあると思うのですが最終的にその支援をさせていただける主体は行政になって来ますので、ご家庭を支援するのは行政だと思いますので、この辺りは今まで学校の先生でやりにくかったことが行政の窓口であればちょっとこの問題で困っているんだという話はしやすくなるのかなあとと思います。

久山教育長 支援しにくい面もあるとは思いますがね。やってみないと分からないですね。

浅野教育総務課長 今までは学校によって対応がバラバラで柔軟に対応されてきたところがありますので、今まで学校でやってきて、最初は先生方に相談される可能性が高いなあと考えています。そういうことで、やっぱり情報共有していかないといけないのですが、学校給食費の滞納が出てくればその他の学校徴収金、共済費ですとか学年費など、そういったものも、もしかしたら滞納されているかもしれないので、その辺は学校側とある程度の連携はしていかなければいけないのかなあと思っております。あと、どうしても一括では無理だということであれば服部部長も言われましたが税とかと同じように納付相談をしっかりと、出来るだけ市としては一括でお願いしたいのですが、場合によっては分納とかも考えていかないといけないとは思っています。

久山教育長 学校によって、今現在差があるわけで、そうすると今度一括して4月となると保護者の混乱もある程度は予想されることですが丁寧に対応していかないといけないなあとと思います。

児島委員 子どもたちが増えている市だから益々事務量が増すね。

浅野教育総務課長 後、児童手当からの徴収ですとか就学援助の制度もあります。4月募集で案内はしておりますけれども、場合によっては、まだ受けられていない方もそういったことでこちらも把握出来るのではないかとということもあるかと思っております。申請勧奨とか場合

によっては生活保護もあるかもしれませんが、本当に色々な行政の対応があると思いますので、その辺はそれぞれの部署へ繋げていけるのではないかなと思っています。

久山教育長 その他にございませんか。

(質疑なし)

久山教育長 情報共有のあり方については、今後継続して検討していきたいと思います。

それでは、議案第17号については、可決してよろしいか。

(異議なし)

久山教育長 それでは、議案第17号については、可決しました。

次に教育長報告ということで、私の方から何点かご報告をさせていただきます。まずは先日12日くらいから大雨が降って、大きな災害は無かったのですが避難所を開放させていただきました。14日の正午に昭和地区に避難指示が発令しました。18時に川西・池田地区にも避難指示というような状況でありました。避難所は市内に15か所開設しました。昭和・川西・池田で、指定のものが9か所、それ以外は自主的なものであったり。今回はコロナの関係があり、濃厚接触者に指定されている方は別に退避したということもあって、合わせて15か所で371名の方が避難されました。学校関係は昭和中・神在小・昭和小を避難所として開設しました。池田小についても公民館分館が避難所になっておりましたが、あまり広くないので、もし足りないようだったらということで体育館の準備もしていただきましたがそこまでには至らなかった。それから昭和小は開設をしましたが、結局どなたも来られませんでした。これは昭和中を先に開設した関係もあって、そこへ100人くらいの方が来られて、昭和小は後から開設した関係で誰も来られなかったということでもあります。神在小は3名の方が避難して来られました。そういうような状況でありました。今晚から明日の朝くらいまで、また雨が激しくなる予報ですので今後もこのような対応も考えられる、そのような状況です。それから新型コロナウイルスの感染の状況ですが、子どもの感染、夏休みに入って中学生が3人、兄弟です。それから小学生1人が陽性であります。現在はこの中学生3人と小学生1人については自宅待機で2週間経ったのかな。

在間学校教育課長 はい。

久山教育長 7月だったのでね。新たなものとして小学生が2人、保育所の園児1人が現在PCRの結果待ちという状況であります。夏休みに入った頃からそういう情報が入ってきます。入ってきているのですが入りにくい場合もあります。夏休みに入って保護者が言ってくれないと分からないという。通常の時には保護者が必ず言ってくれるのですが言ってくださらない場合もあったりしましてね。いわゆる学校の教育活動は今はいないですが、放課後児童クラブとか習い事だとかそういうことでの接触もあるので、保護者からの連絡だけでなく保健所との連携も密にして情報を受けているというような状況でございます。それからワクチンの状況でございます。市民全体で言うと1回目を受けられた方が43,580人、人口の62.5%であります。2回目を受けられた方が31,533人、人口の45.2%であります。こういう状況で全国や岡山県の状況よりも、医師会の先生方に大変お

世話になってこれだけ高い接種率となっているという状況であります。18歳未満の子どもは8月7日と8日に集団接種を行いました。約180名です。それから次は8月21日と22日にも予定をしております。今度は360名。それから医療機関での個別接種を合わせて予約を、今、受けている状況です。枠としては640。360と640で合わせて1,000用意しているという状況であります。昨日時点でほぼ予約は埋まりました。本当にこれまで医師会の先生方にご協力をいただいてスムーズに行っているのですが、心配なのは、子どもの場合は18歳未満ですから高校生も含めた数字です。そうすると全体から言うと高校生もいるから4,000人弱くらいとなるわけで、そうすると接種の数というのは全部合わせても1,000少々くらいです。予約も最初の8月7日と8日の集団接種180名は予約が1時間くらいで全部埋まりました。今回は360に増やしたわけですが全部埋まったのは3日目くらいですかね。そういうような状況で物凄く殺到するという感じでは無かったのですが一応は埋まっています。6月に取ったアンケートがありますね。そこへ振り返ってみると大人の様子を見て11月以降という希望が時期では圧倒的に多かったんですね。そして世の中のワクチンの接種の状況などが報道されているから早めにと気持ちが傾いているのかなあと思っていたのですが、実際には遅い時期を希望されている方もかなりおられるのではないのかなあと。中々これは分からない部分もあるのですが、今回の予約の状況などを見てみるとそういう感じがします。今後のファイザーの供給にもよるのですが、保健福祉部と連携をとりながら医師会の先生とも協力しながら進めていきたいと思っています。現在はそういう状況であります。

児島委員 接種した後の状況を接種していない人たちに伝える。例えば、子どもさん方が1回目を接種したら、どれくらいの割合で熱が出たとかということ、ちゃんとした形で統計を取って親に提示出来るのであれば親も安心するのではないのかなあと思っていますね。そこらの様子を見ているというか、受けさせてあげたいけど心配。そういうところが多少あるのかなあとという気がしましたね。総社は市長さんが率先してそれをやろうと言っている。でも他の市町村ではそういう動きをしていないところもありますよね。

久山教育長 大きいところはどうしても年代で区分けをして予約を取っていますよね。総社市の場合は並行してやっているような状況です。また一人一人の接種した子どもの追跡調査ではないですけど、後、どうだったかというところまでは追っていないですよ。接種直後の待機の間調子が悪くなったというのは分かるのですがね。家に帰って次の日どうだったか、その次の日どうだったかというところまでは追跡していません。まあ、色々それも報道、口コミ等で情報を得ることになります。

剣持委員 6年生とか、2回目の接種が修学旅行と重なるから打つのを控えるという方はいたりしないのですか。日程的にはどうなのでしょう。

久山教育長 それもあると思いますね。学校によって修学旅行や運動会など大きな行事の日程が違いますので、そういう日程を見ながら接種の時期を考えられているという方も大勢おられます。これは教員もそうなんです。教員の先行接種も枠としてお知らせして接種を

かなりの数受けられたのだけど意外と出足が遅かったり、こちら側が思ったほど受けていなかったという感じです。聞いてみると、やっぱり部活の大会の関係でそこを上手くすり抜けられるような時期で接種が出来ればそこで受けようとする。そうでなければ取りあえず期間が終わってからというふうに考えている人が多いようです。必ずしも副反応が怖いとか色々な報道で、デマも SNS などでも多くあるのですが、それを信じて受けていないというのではなくて、さっき剣持委員さんが言われたように子どももそうだけ大人も行事予定で遅れているというケースはありますね。

三宅委員 ワクチン接種なのですが、総社市は本当に早くから取り組んで接種率が高いんですよ。65歳以上は92%ですかね。それ以外の若い方でも結構40とか50行っていますよね。他の市町村は外来に来たときにお母さんに受けましたかと聞いてみたら全然受けていないです、接種券さえ来ていないところもあります。それで受けれる機会に是非受けていただきたい。というのは、今、流行っているデルタ株というのは、今までのより、ウイルスの数が1,000倍くらい増えているんです。マスクを外しておしゃべりしていると、それだけで感染する。マスクの方は不織布マスクで、ウレタンマスクとか布マスクはほぼ役に立ちません。これから、夏休みだったからあまり学校内で広がっていませんけど、東京とか大阪では塾とか部活でクラスターが出ています。そこで貰った子どもたちが家庭に持って帰ってワクチンを受けていない40代50代の親に感染させて親の方が重症化しています。だから受ける機会があれば是非受けていただきたい。総社市はワクチン接種が進んでいますので、国の方も80%の接種率を目標にワクチンを配布しています。総社市のワクチンの配布量が減って来ています。今後増えませんということで、機会があれば是非、打ってください。まん延防止になってどうか分かりませんが、これから学校が始まってどういふふうな対策をとるかということは、かなりしっかりしていただかないと。ワクチン一つではそれなりに安心ですけどブレイクスルーと言ってかかる方はいらっしゃいますから、マスクは不織布マスクの着用を学校の方できっちりお願いしたいと思います。SNSで色々言っていますが、不織布マスクじゃないといけない、ワクチンは出来るだけ早く機会があれば打つ。実際問題皆様方考えていただきたいのですが、コロナに感染するという事はウイルスのとげとげが入ったのが入ってくるわけです。それが体の中で増えて全身を回るわけです。ワクチンの方は、今、ファイザーとモデルナにしてもメッセンジャーRNAという、とげとげを作る遺伝子を打って、体にとげとげを作らせて、とげとげに対する抗体を体に作らせています。メッセンジャーRNAは入れたらすぐに壊れちゃう、脂肪の膜でくるんでいるんですよ。ですからそれが体の中で残ってどこかへ行くことはないし、妊婦さんや子どもにどうこういうことはないし、ともかく今の状況を抑えるにはワクチン接種と感染対策。患者さんを増やさないということが大切なので。今、ファイザーとかモデルナの方で若い感染で心筋炎が起こる、心臓の方へ障害が起こるといのが10万人かもう少し多いくらいで言われていますけれど、打った後、ドキドキしたり不整脈があったりしたら休んで病院へ行ってください。実際にコロナにかかった場合、心筋の方に障害が出るのはかなりの確率で起こす

し、血栓症も脳梗塞も起こすし、ワクチンを打って予防していただきたいなあと思います。多分そういうことを外来に来てお話すると予約して帰ってくださるし、ちょっと私も外来をやってお母さん方が子どもさんを受診させているとき必ずワクチン打ったか聞くんです。2回打ったとか1回打ったとかそういう方が3分の2以上です。そうすると、まあ大丈夫かなあと。だから今の総社の状況ではお子さん方が最初に感染する可能性が非常に低いということで安心して外来診療をやっているんです。他の市町村の方だとやっぱり子どもから熱を出して親はどうですかと、症状が有ったら危ないなと思ってPCRを受けてくださいというふうに回しますので、PCRの検査が他の市町村では非常に受けにくい状況です。だからともかく調子が悪かったら休むということを今の状況では徹底していただきたいと思います。以上です。

久山教育長 ありがとうございます。不織布マスクが有効ですね。

三宅委員 集団接種会場でも結構ウレタンマスクとか布マスクの方が多くと思います。実際問題、集団接種会場にはコロナの方がいらっしゃるかもしれないので、不織布マスクを配ってくださいという提案はしました。

久山教育長 ありがとうございます。

大山委員 三宅先生のお話でワクチンを受けないと恐ろしいなあと思うのです。でも、今、子どもたちを持つ親って40代くらいですよ、小学生だと30代の親もいて。そういう人たちが前の総合教育会議でも言われていましたけど、SNSのデマ情報とかそういうものに翻弄されている。気が付いてくればいいですけど、例えばNHKがこの前デマにどう対応するかと特集を組んでいましたけどテレビ番組を見ない人も多いです。スマホで済ませている。それに対する手立てというのは、市長さんがTwitterとかFacebookで話されていますけれども、今、三宅先生が言われた具体的な情報が、もしも、総社市から発信されたとしたら、例えば医師会からでも良いのですけど。少し、SNSにはSNSで対抗しないと、いつまで経っても40代の頑なな層の考え方は変わらないと思います。

児島委員 総社市教育委員会情報という名前の情報を流すわけには。

三宅委員 どうなのでしょうね。いろいろなところの医師会とか情報があるので、情報を流してくださいとかお話ししているのですが。ここから発信するとかいうことはかなりの労力を使いますので、そちらの方で知っている人にお話をするという形、受診してくれたらお話しして大切ですよと言っている人、総社市でも結構40代30代の6割くらい受けているんじゃないかな。でも8割以上受けないとね、中々ですが。

児島委員 うちの市長さんは全国に発信しているじゃないですか。一番発信させている。

久山教育長 市長のTwitterもそうですけど総社市LINEがあるのでですけどそれで発信して。言っても客観的というか押しは弱いです。厚労省なんかでもそうなのですが、やっぱり色々な打たない権利だとかそういうことも言われている中で、当然打った方が良いに決まっている、その我々からみた当たり前なのだけど、その当たり前が中々強く発信出来ない。だから、この前三宅先生にもご相談させていただいて、ワクチンを知るための資料の作成も

物凄く気を遣いました。紹介は出来るけど全体に配るとなると事実が記載されたもの、厚労省とか以外、中々配れない。もっと分かりやすくて押しの強いのはあるんですけど、それは中々全体となると使えない。相当色々と考えて作ったのですが。

児島委員 三宅先生、インフルエンザは皆、親は子どもに打たせるの。

三宅委員 どうなのでしょうかね、今年は分かりません。

児島委員 いつも。

三宅委員 打たせる人は打たせていますね。今年はインフルエンザのワクチンとか情報が入りません。でも、まだ不確かな情報だとワクチンの製造過程に問題があって当面は確保できないのかなあという感じの情報が入って来る。まあ、高齢者は打つと。それからやっぱり小さい子たちが重症になる可能性が高いので小さい子たちは打っておいた方が良いのかなあというのが、今年、感染症RSとかパラインフルエンザ3とか流行りまして、6月がパラインフルエンザ3でクループが、7月に入ってRSが流行って。うちはゴールデンウィークやっているんですけど、この時期6月に60何人、7月も60何人。今、お盆が明けて少し少なくなっているんですけど。だけど、インフルエンザがどうなるかは分かりません。今、南半球はどうかと言ったら流行っていません。コロナ対策で交流もないし。でも、ワクチン接種は進んで多分10月くらいには8割くらい日本全国で打ち終わると国の方が言っていますかね。そうしたら11月くらいまで段々と渡航制限とかが無くなって来るとコロナだけではなくて他の病気も入って来るので小さい子たちは打った方が良いのかなあ。ただ、去年凄くインフルエンザワクチンが足りなかったのは岡山県が小学生を無料にしたから。普通3,000円~4,000円掛かるのが2回接種で無料だったので、それでインフルエンザワクチンが足りなかった。今年は無料ではない、コロナは無料ですが。ということで、どうなるか分かりませんが10月からインフルエンザのワクチン接種が始まります。そうすると私たちも忙しくなるので、コロナワクチンを11月になって受けようという話にはならないと思います。多分ワクチン自体もそんなに入ってくるし、ということで11月になってから受けようというのはちょっと難しいと私自身思っています。

大山委員 この間、新聞で帯を使って、「子どもに本当にワクチン必要ですか」というコマーシャルが出たんですよ。そういう情報もある。新聞がそれを載せるって。

三宅委員 今までワクチンによって麻疹、水疱瘡、ポリオなど多くの病気が無くなっています。90年くらい前の日本の光景は麻疹で5歳以下の子どもたちや破傷風で多くの子どもたちが亡くなっているんですよ。今は、ほぼいないですよ。これはワクチンが浸透したからなので。今、流行っていないからと止めると、またその病気が流行って来る、病原体がいなくなれない限りは。だからワクチンを打たない人は打たなくても良いけれど多くの人に打ってもらいたいなあと思います。それから、子宮頸がんワクチンもワクチン反対派が色々なことをやってワクチンをやらないようにさせて、今では、10年くらい経ったのですが、ワクチンを受けなかった人がいて、子宮頸がんが出て来て辛い思いをしている人がいる。子宮頸がんワクチン、是非打ってください。来られたら勧めています。そうすると打って下さ

る方が殆どなので。身近な人から言ってもらったり、周りが打っていると変わってくるかなあと思います。若い女性、女子中学生にとっては子宮頸がんワクチンはコロナのワクチンより大切です、と思っています。以上です。

児島委員 教育長、夏休みが終わるまでに、例えば総社地域の18歳未満の子どもたちが全体で何%くらいの接種が済むのですか。

久山教育長 全ての子どもたちが大体4,000人弱くらいだと思うので、その内1,200くらいですね。

児島委員 3分の1強くらいですね。

三宅委員 どれだけの方が打ってくださるか分からないですが、8割打ちたいという国の方の方針なので10月いっぱいまでにそれだけのワクチンを供給するという話。総社市としては集団接種の方は終わって、後は個別接種をするのではないのかなど。

久山教育長 ワクチンの供給というのは見通しが立たないというのはあるようです。

それでは、次に移らせていただきます。報告事項ということで「8月5日開催子ども・子育て会議「教育・保育施設の利用状況」について」事務局から説明願います。

林こども夢づくり課長 これは今まで教育委員会でご報告していたものを8月5日に開催いたしました「子ども・子育て会議」で報告したものですので内容については、またご覧になっていただき割愛させていただこうと思っております。冒頭にお話させていただきましたのが、待機児童が令和3年4月1日現在はゼロ、ただ園限定は112名いるのですけれども、とお話させていただきました。その中で今度どうやっていくかということで、10ページを開いていただきまして、新たに保育所を新設ということではなくて総社市の保育士さんが働きやすい環境を作っていこうということで保育士の確保に力を入れます。そして、幼稚園の預かり保育。これは本当に月に250人を超えるくらい、今、預かっていたいでいます。こういうのをしていきながらやりたいという話をさせていただきました。そして最後11ページ目で、これは今までも報告させていただいておりましたが、第二すずらん保育園、やっと外構も完成しつつございまして、8月末には全て完成いたしまして9月5日にオープニングセレモニーと言いますか竣工式をする予定になっております。そして、ここでもう一つ説明させていただきますのが第二すずらん保育園を開設するときに85人だった定員を90人に5人増やさせていただきました。これは西部地区の様子を見ながら5人定員を増やそうということでやっております。また同時に東部地も老朽化で保育所を建替えというパターンは、その時々状況に応じて働きながら子育てしやすい環境づくり、また、市が民間保育所の助成をする際には定員を合わせて何人か増やさせてくださいという話をするということで対応をさせていただきたいという話をさせていただきました。以上です。

久山教育長 ただいまの事務局の説明で何かご質問はございませんか。

児島委員 一つ、先生もいらっしゃるから聞きたいのですけど、保育士の資格を持っていないくて、補助員で保育所で働いている、そういう人たちが保育資格を働きながら取る方法があるよね。

林こども夢づくり課長 今、幼稚園の先生とかで保育士の資格がない方が取るとかはよく聞くのですが、今、補助員をされていてその方が保育士になるという方法は確認させていただいて早めに教育委員会でご報告しますし、分かり次第児島先生にお答えしたいと思います。

児島委員 実は私の弟がやっているところで、そういう人がポロポロ出て来ているのですよ。だから、そういうやり方もあるのではないかなあとと思ひまして、ちょっと一度調べてほしいなあと。

林こども夢づくり課長 ありがとうございます。こういう話を私立の保育園とも共有しながら、こういうこともありますよということで報告させていただこうと思ひます。ありがとうございます。

久山教育長 今は保育士の資格と幼稚園教諭の資格の両方持っていないといけないですね。保育園に勤めている人も幼稚園に勤めている人も両方持つというね。

児島委員 ハードルが高い割には給料が安いというね、だから成り手がいないというのが分かるね。

久山教育長 調べて対応したいと思います。

それでは次に、「中学校教科用図書の採択について」事務局から説明願ひます。

在間学校教育課長 先月の教育委員会ではご協議いただきましてありがとうございます。結論といたしましては、採択替えは行わないということになりました。経緯としては先月の教育委員会で、まず総社市として採択替えを行わないということになり、総社市以外の倉敷市・浅口市・早島町・里庄町についても同じように採択替えを行わないという判断になりましたので協同採択地区の判断が全て揃ひました。従って採択替えを行わず、中学校の歴史教科書は引き続き東京書籍を使用することになりましたのでご報告いたします。ありがとうございました。

久山教育長 このことについて何かご質問はございませんか。

(質疑なし)

久山教育長 それでは次に、「教育委員会の行政視察について」事務局から説明願ひます。

渡邊教育総務課主幹 それでは「教育委員会の行政視察について」説明をさせていただきます。お配りさせていただいております教育委員会の行政視察という資料をご覧ください。行政視察一覧ということで、これまでの視察先等を記載させていただいております。一番下を見ていただければと思ひますが、前回は、令和元年度に「大阪府茨木市」「京都府南丹市」へ「ICT教育の取り組み」「地域とともにある学校づくり」について視察に行っております。視察につきましては、平成20年度から隔年で実施してございまして、前回は令和元年度ですので、今年度は、視察に行く年となっております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の現状を鑑みまして、あるいは受入れ先の自治体の対応といったものにも考慮しまして、年内の視察は非常に難しいと考えております。事務局といたしましては、視察は来年度4月以降に実施するという案と、今年度実施するとしても年を越しての2月頃、2月頃がどうい

う状況になっているか分からないのですが2月頃に実施するという2つの案を考えております。委員の皆さまのご意見をお伺いできればと思います。合わせて、視察内容(テーマ)等、こういったものが良いというものがございましたらご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

久山教育長 まずは、時期の問題と内容、場所の問題。内容と場所の問題は後にして時期をね。

兎島委員 無理でしょう。

久山教育長 まあ、今年度中は遅い時期でも見通しが立たないような。やはり1年飛ぶようになるけどずらすということですよ。

渡邊教育総務課主幹 そうですよ。

久山教育長 現実的には2月と言っても分からないですよ。そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

久山教育長 それでは、今年度中の実施はなし。来年度に持ち越しということで。

渡邊教育総務課主幹 そうですね。また、来年度ということでございますので、テーマ等もその時のトピックス等があると思いますのでそこでお伺いできればと思います。実施時期については来年度ということさせていただきます。ありがとうございました。

久山教育長 他に、事務局から報告事項はありませんか。

服部教育部長 今日、お手元の方へ資料を配らせていただいておりますのが、総社市ケアラー支援の推進に関する条例というのがあります。これは今回、保健福祉部が議会に上程する議案ですので教育委員会では議案としてあげていなかったのですが、実は、簡単にご説明いたしますと、「ケアラー」「ヤングケアラー」という言葉があります。家族の介護とか生活援助をしている人たちのこと。支援される側ではなくて支援している側の人たちのことを取り上げた条例になりますけれども、こういったご家族の支援をしている方たちの中で18歳未満の子どもたちを「ヤングケアラー」と言います。特に、家族の介護ですとか下の兄弟の世話とかを非常に一生懸命しているのだけど、それをやるために子どもたち本来の学校生活であるとか勉強であるとかやりたい部活であるとかを制限されてしまっている子がいるのではないかと。本人はそんなふうには思っていないのだけれど周りから見ると学校を休みがちなのはどうしてだろう、病気のお母さんの世話をしているんだということがあつたりということが全国でも問題視されている。何とかそういった、特に支援の側の人たちを困っているのであれば助けないといけないのではないかとということで条例を作ろうということになりました。条例の中身そのものは理念条例ということなのであまり細かいことは定義しておりませんが、まず一つ方向性としては、例えばヤングケアラーの現状はどうかということで全国の調査が昨年から今年にかけてあったようです。かなりの潜在的な子どもたちがこういった家族のケアをしている、本来の子どもたちの生活に支障が出るほど支援をやっている割合が多いのではないかと。その調査では十数%くらい潜在的に

はいるようだとなりました。そのアンケートを受けての総社市での条例ということでもあるのですけど、理念条例でまず考えるのは、少し実態を把握しないといけない。主に私が思うのは小学校中学校の子どもですけれども学校を通じていわゆる全数調査と言いますか、それをして実態を把握するというのをこれからやって参ります。その関係もありましたので条例ができるということをお知らせしようと思いました。現状では学校へ照会すると、把握している例が4件と聞いております。学校が特別な事情がある、ヤングケアラーの定義にはまるようなケースだと把握しているのが4件ということなのですから、まだ見れていない、分かっていない部分もありますし、ここで条例を作りますので本格的な実態把握を進めていくという流れになると思います。以上でございます。

久山教育長 このヤングケアラーの条例制定について、何かご質問はございませんか。

大山委員 理念条例ということで、皆さんに広く知っていただくということから、うちの隣の子はそうなのかなあって市民が確認するような、そういう状況に持って行こうということですかね。ただ、それを支援するためには、気が付いて民生委員なりがそこへバックアップを進めるという、そういう方法で持って行って。予算措置は無いということなので、一応そこから手を付けてみようということですよ。

服部教育部長 日本人の感覚からいくと家族が家族のことを助けて、例えば子どもさんがおじいちゃんおばあちゃんや自分の兄弟とか親を一生懸命手伝っているのは良いことなのだと褒められることなんだというような考え方が増えて、本当はその子はかなり負担になっている。もう少し法的な支援をすれば、その子は本来の学校へちゃんと行けるようになるし、という方へ進めていきたいということで。まずそういった実態とかを把握することや言葉の認知というか、こういった課題が周りにはいっぱいありますけれども、まずは皆さんに知っていただいて、そこから色々な支援へ繋げていける仕組みのきっかけにしようということでございます。

大山委員 ありがとうございます。

久山教育長 今、4件と言いましたが、4件の内、昨年の11月に調査をして4件。今年の6月に調査をして4件。で、4件の内1人は変わっているんです。1人は卒業して別の子がというような状況です。ただですね、これは学校を通じて調査をしました。学校はどういうことで把握をしているかと言ったら毎月行っている困ったことアンケート、それから保健室へ相談に来たりとか、それから担任が教育相談で相談を受けたとかですが、まだ教員にヤングケアラーの共通した認識がある状況でない中での調査ですから実態としてはまだまだあるのではないのかなあとは思っています。こういうのがヤングケアラーなんだよというのが、まず学校の教員が知って、子どもたち、保護者ですね、子どもたち自身もそういうことを知る。そこへ共通した認識を持つということは中々難しいことなのですけどね、非常にデリケートな、しかもプライベートな問題ですからね。

大山委員 中学校の現場にいたときに、一人の男の子のことがあったのですが、ヤングケアラーという名前が私の頭にあればと思いました。結局カウンセリングで終わってしまって、

お父さんがアルコール依存症だったのですが、アルコール依存症でその介護をしながら特別支援学級へ1日置きですけど来ていた。その子がちょっとお話ししようと校長室へ行って10日に1回くらい話をしたのですがヤングケアラーだったんだなあと。だから認知をすることというのは非常に大切だなあと思います。

久山教育長 そうですね。

児島委員 やっぱり地域に行けば家族がやるのは当然だという意識が非常に強いから、例えば私の知った人の、高校時代からお父さんお母さんが働いていて、自分はそこからおばあちゃんの家から学校へ通っている。ずっとそれが未だに続いているんですよ。だから常勤が出来ない、アルバイトでしか。やはり地域地域によったら、それが当然で、自分は当たり前だと思ふんだよね。おばあちゃんに世話になったという気持ちが大きくて、だから病院へ行く、買い物へ行くと色々なことを未だにやっていますよ。今、おっしゃっていた、お父さんがそういう状況でって言ったら子どもは何とも。

大山委員 本人はそれが当たり前とと思っているところに、この問題の難しさがあるのだと思います。

剣持委員 多分、アンケートで困っていることというところに、それは出て来ないのではないのかなあと思いますね。

久山教育長 出て来ないです。余程困ってからでないとは分からないというのが、この問題ですね。

大山委員 その子の場合もアンケートでは出て来ないですね。ほうきで叩かれたアザがあったから分かっただけで、アンケートには出て来ない。

三宅委員 全体に向けてのアンケートというよりも支援者の方たちが共通の認識を持っていることで、先生がおっしゃったヤングケアラーの認知になる。介護保険の方でもそういう若いお子さんが見ている、ヤングと言っても18歳以上なんだけどいらっしゃるし、教育委員会だけではなくて市の方とも情報を共有して。それから要保護家庭というのは結構あるんですよ。病気がちだから休んで見ている。全体でアンケートというよりはその中で共通の認識を作った上でという方がちょっと良いのかなあ。全体でアンケートをとっても本当に必要なニーズは出て来ない気がします。

久山教育長 大人が共通認識を持つということがまず第一なのですよね。こども課が見守り家庭と言って実際に見守りしてくださっている。これはネグレクトとか虐待だとか、そういうことを中心にしているのですが、結局はヤングケアラーもだぶるんですよ、ネグレクトと。そういうことで学校だけで対応できない、ただ発見するというのは学校でないと発見できない難しさがあると思いますが、支援については行政と協力しながら対応していかなければいけないなあと思いますね。

大山委員 先程言われた教員に共通認識を持ってもらわないといけないというのは一番です。子どもの最前線で触れ合っている。もう一人の男の子ですけどハンドボールで非常に優秀な選手なんだけれども中国大会に行かなかった。お金が払えないからというところで顧

間がそういうことを報告して判明したというケースもあって、結局は子どもに一番よく接している教員が認知するということが大切だなあとと思います。

久山教育長 民生委員さんと主任児童委員さん、そういう方との連携も大切です。例えば学校へ毎日来ていれば発見しやすいのですが、それが故に不登校という子どももいます。原因が何かというのは一つには特定できないかもしれないけれど、その原因の中の一つに家族の世話というのがある子どももいます。結局、今、担任が家庭訪問したりしていると、実際には地域の方でないと分からない部分があったりする。そういう意味では民生委員さんや主任児童委員さんとの連携は大事だなあとと思いますね。

それでは、この件はよろしいでしょうか。

(異議なし)

久山教育長 また状況を随時報告させていただきたいと思います。

それでは、他に報告事項はありませんか。

(報告事項なし)

久山教育長 それでは、次回の教育委員会の日程についてでございますが、既にお知らせしていますとおり、9月16日(木)午前9時30分から、総社市役所西庁舎3階 301西会議室で開催いたしますので、ご参集願います。

次に、10月の教育委員会の日程を調整したいと思いますので、事務局から提案願います。

*** 10月の教育委員会について日程調整***

久山教育長 それでは、10月の教育委員会は、10月21日(木)午前10時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

久山教育長 それでは、議案第18号の審議に入ります。この件については、教科用図書に係る議案であり、案件の内容から非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

久山教育長 それでは、この件の審議は非公開といたします。関係職員以外は退席願います。

【関係職員以外退席】

久山教育長 議案第18号「令和4年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」事務局から説明願います。

【非公開審議】

久山教育長 それでは、お諮りします。議案第18号については、可決してよろしいか。

(異議なし)

在間学校教育課長 ありがとうございます。

久山教育長 それでは、ご異議がないようですので、議案第18号については可決しました。それではこれで審議がすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会を閉会いたします。

【開会 午前11時30分】